



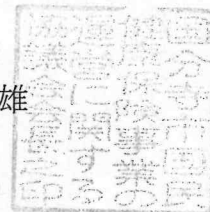
令和3年度答申第1号

令和3年9月29日

国分寺市長 井澤邦夫様

国分寺市国民健康保険事業の
運営に関する協議会

会長 内藤孝雄



答 申 書

令和3年8月26日付け諮問第1号により諮問のありました下記の
件について、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項 国民健康保険税の課税限度額について

当協議会は、本市国民健康保険税の課税限度額の状況及び地方税法施行令の改正、また課税限度額改定による影響額などについて、市の説明を受け審議を行った。

審議の結果、国民健康保険税の課税限度額を定める地方税法施行令が改正されたこと及び他市の状況に鑑みて、本市国民健康保険税の課税限度額について、諮問のとおり医療分課税額を610,000円から630,000円、介護保険分課税額を160,000円から170,000円に改定することは妥当と考える。